【意見募集要領】

自然環境の保全に配慮しながら、地域の創意工夫を生かしたエコツーリズムに関する総合的な枠組みを定めたエコツーリズム推進法(平成19年法律第105号) は昨年の通常国会で成立し、本年4月1日に施行されます。

この法律の主務官庁である環境省、国土交通省、文部科学省及び農林水産省は、 法律に基づき定められる4省の共同省令であるエコツーリズム推進法施行規則の案 の概要を作成しました。

本案について、添付の意見募集要領のとおり郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、御意見を募集いたします。施行規則は、皆様からいただいた御意見を考慮した上で、制定することとしております。

1. 意見募集対象

「エコツーリズム推進法施行規則案の概要」(添付資料)

2. 募集期間

平成20年1月31日(木)~平成20年2月29日(金)15:00必着 (郵便の場合は29日中必着)

3. 意見の提出方法

下記 [意見提出用紙] の様式により、郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかの方法で提出してください。

電子メールで送付される場合は、ファイル形式をテキスト形式としてください(添付ファイルによる御意見の提出は御遠慮願います)。

※ なお、電話による御意見は受け付けておりませんので、御承知置きください。

[意見提出用紙] の様式

エコツーリズム推進法施行規則案に関する意見

- 1. 意見提出者名:(法人・団体の場合は法人・団体名及び代表者名並びに本件 担当者氏名及び所属部署名)
- 2. 住所: 〒
- 3. 連絡先電話番号、FAX番号、電子メールアドレス:
- 4. 御意見:

4. 意見提出先

(1) 郵送又はファクシミリの場合

環境省自然環境局総務課自然ふれあい推進室

エコツーリズム推進法担当

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

FAX 番号: 03-3508-9278

(2) 電子メールの場合

環境省自然環境局総務課自然ふれあい推進室

メールアドレス: shizen-some@env.go.jp

題名は「エコツーリズム推進法施行規則(案)に関する意見」としてください。

5. 資料の入手方法

- (1)電子政府の総合窓口(http://www.e-gov.go.jp/)のパブリックコメントのページを 参照。
- (2) 環境省ホームページのパブリックコメント欄(http://www.env.go.jp/info/iken.html) を参照。
- (3) 窓口における配布:

環境省自然環境局総務課自然ふれあい推進室 (東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館26階)

6. 注意事項

- (1) 御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承願います。
- (2) 本意見募集要領に即して記述されていない場合及び締切日までに到着しなかった場合は無効とさせていただきます。
- (3) いただいた御意見については、住所、個人名、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレスを除き、公開される可能性があることを御承知置きください。なお、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。
- (4) 御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては適正に管理し、 御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本意見募集に 関する業務にのみ利用させていただきます。